

平成16年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成16年9月8日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第5 議案第62号 市道路線の変更について
- 日程第6 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例について
- 日程第8 議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第12 議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第13 議案第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 日程第14 議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第15 議案第72号 平成16年度本巢市一般会計補正予算について
- 日程第16 議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算について
- 日程第22 認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第5号 平成15年度本巢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第6号 平成15年度本巢町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第7号 平成15年度本巢町簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第26 認定第8号 平成15年度本巢町公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第27 認定第9号 平成15年度本巢町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について

- 日程第28 認定第10号 平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第29 認定第11号 平成15年度真正町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第30 認定第12号 平成15年度真正町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第31 認定第13号 平成15年度真正町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第32 認定第14号 平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第33 認定第15号 平成15年度糸貫町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第34 認定第16号 平成15年度糸貫町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第35 認定第17号 平成15年度糸貫町農業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算について
- 日程第36 認定第18号 平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第37 認定第19号 平成15年度根尾村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第38 認定第20号 平成15年度根尾村老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第39 認定第21号 平成15年度根尾村簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第40 認定第22号 平成15年度根尾村村営バス特別会計歳入歳出決算について
- 日程第41 認定第23号 平成15年度根尾村下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第42 認定第24号 平成15年度根尾村農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第43 認定第25号 平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算について
- 日程第44 認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算について
- 日程第45 認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（48名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎

24番 小川幸雄
26番 山田澄男
28番 大熊和久子
30番 大西徳三郎
32番 林和治
34番 宮川久夫
36番 高橋一
38番 高橋義和
40番 遠山利美
44番 稲葉信春
46番 鷓飼静雄
48番 三島智恵子
50番 中野治郎

25番 園部隆雄
27番 上谷政明
29番 竹中光夫
31番 戸部弘
33番 春日井万里
35番 高橋秀和
37番 出村宏行
39番 高田弥
41番 杉山潔
45番 瀬古孝雄
47番 川村高司
49番 臼井茂臣
51番 白木健

欠席議員（1名）

43番 村瀬治

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与兼合併 プロジェクト室長	新谷哲也	総務部長	溝口義弘
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	土川隆
健康福祉部長	中村節	産業建設部長	服部次男
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	堀部秀夫
根尾 総合支庁長	島田克広	監査委員	三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田義隆	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

副議長（戸部 弘君）

御報告いたします。

議長は、現在、病氣療養のため自宅静養中でございます。

したがって、本日の会議は、地方自治法第 106条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

午前 9 時 28 分 開会

開会の宣告

副議長（戸部 弘君）

ただいまから平成16年第 5 回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号35番 高橋秀和君と36番 高橋 一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

副議長（戸部 弘君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9月30日までの23日間とし、9月9日から12日までと、9月14日、9月17日から9月29日までは休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9月30日までの23日間とし、9月9日から12日までと、9月14日、9月17日から9月29日までは休会に決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

副議長（戸部 弘君）

これより日程第 3、諸般の報告を行います。

環境福祉常任委員会委員長の川村高司君より報告をお願いいたします。

47番（川村 司君）

それでは議長の許可を得て、環境福祉常任委員会からの報告を申し上げます。

8月26日午前9時から、本業市役所真正分庁舎3階第1委員会室において環境福祉常任委員会を開催いたしました。委員会には、委員12人全員と、説明のため高木助役、土川市民環境部長、中村福祉部長ほか関係職員の出席を求め、市民環境部からは、根尾・真正地区のストックヤード、環境監視員のパトロール状況、法林寺地内の土地利用経過の報告を受け、また健康福祉部からは真正地区の真桑保育園増築についての説明を受け、現地視察を行いました。池田町地内、瑞穂市内、法林寺地内の産廃処分場を順に視察し、真桑保育園の増築現場を確認した後、真正分庁舎3階第1委員会室に戻りました。

その中の討論として、環境パトロールでの地区は市内全域を巡回し、8月からは月3ないし4回の民間警備会社に夜間パトロールを委託しているという説明を受けました。また、土地利用対策については、住民、市、県が一体となり、関係機関相互の連絡を密にして事前に対処をするという報告を受け、確認をいたしました。

以上について、環境福祉常任委員会からの報告を終わります。

副議長（戸部 弘君）

次に、本業市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員長 白木 健君より報告をお願いします。

51番（白木 健君）

議会の議員の選挙区等検討特別委員会から報告をさせていただきます。

7月26日、8月18日、9月3日の3日間、午前9時から、本庁舎第1委員会室において、12名の委員の皆様方に出席をしていただきまして会議を行ったわけですが、調査事項として、合併協議における経緯、あるいはほかの市の事例、実情及び制度の内容を的確に把握するため、執行部から新谷参与の出席を求めて合同で審査をさせていただきました。

第1回目の7月26日には、各委員から選挙区及び在任特例期間について、地域別の意向等も含めた意見の聞き取りをいたしました。

第2回目でございますが、8月18日に、根尾地域から小選挙区とし、定数を最低2名欲しい旨の要望があり、他の3地域は大選挙区を主張し、在任特例期間については一部の委員から短縮を望む意見がありましたが、大勢は合併協議会で議員のみでなく有識者も含め既に決定されていることであるので、現状どおりが妥当であるとの意見がありました。選挙区問題も含め、結論を得ることができなかったわけでございます。

そういうことで第3回目、9月3日に会議を開きまして、前回の根尾地域から要望のあった小選挙区と定数2人のことは撤回をし、大選挙区に意見統一をされた旨報告があり、市民としての一体性の醸成及び地域間格差のない均衡ある市政の発展を基本とし、在任特例を適用したことは小選挙区を設置したことと同じであり、その後は大選挙区とすることは事前に了解があったものとするのが普通であり、市民にとって一番わかりやすい結論であること、旧町村間の垣根を取り払い、わだかまりを早く解消することは在任した議員の務めであり、在任期間中に片づけるべきことであります。議員は市全体を考えて活動すべきであり、小選挙区では地域を重点に考えた議員同士が対立

してしまい、均衡ある市政の運営に支障が生ずる。根尾地域のみ地域審議会を設置したことは、在任特例期間終了後の根尾地域の意見を尊重していくことのあらわれであること、以上のとおり意見の集約の上、委員に諮った結果、全員から賛成を得たので、選挙区は大選挙区と決定をいたしました。

在任期間についてはいろいろな意見が出ましたが、次の理由により現行のとおりとすることについて全会一致の結論に至りました。

合併協議で決定されたことについては尊重すべきである。新市では、行政サービスや事業のあらゆる面で合併協議の決定どおり展開されている実態がある。また、本市の合併は、直前に市民の意向を踏まえ、多数の合併賛成を背景に成就されたものであり、一部の市民からの批判を理由に期間の長さを変えることは、多くの市民の期待を裏切ることになり、議会への信頼や威信を損なうものである。また、数の上から経費がかかることは否定できないが、その分、議員報酬額が他の市と比較いたしまして随分低く抑えてあることから、経費を縮減する努力は市民の理解が得られていると考えられること。在任期間1年8ヵ月の期間は、その長さから考え、短期間では解消できない旧町村意識を改革し、市民としての一体感を醸成できることに費やすべきであることとし、議員としてどう取り組むか、責務として与えられた期間であること。合併してみて、イベントなど旧来の状態のまま続けられているものが数多くあります。合併協議の結果を尊重することも大事であるが、市として統廃合することも考えていく必要がある。1年行って問題点などを把握し、市民の理解を得ながらよりよき方向に進むよう、議員として積極的に取り組む期間としてとらえるべきである。

在任特例期間について、以上述べたとおり、全会一致で現行どおりと決しましたが、議員にかかわる経費の見直しを行い、縮減するという姿勢も市民に示すべきであるとの意見もあったことを付記しておきます。

ただいま選挙区及び在任特例期間について報告しましたとおりですので、本定例会に議員定数を21人と定める本巣市議会議員定数条例を、本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員をもって議員発議を行いますので、よろしく審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

副議長（戸部 弘君）

次に、教育施設建設特別委員会委員長 園部隆雄君より報告をお願いいたします。

25番（園部隆雄君）

教育施設建設特別委員会から報告をいたします。

8月27日午前9時から、本巣市役所本庁舎第1委員会室にて教育施設建設特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員10人全員と、説明のため高木助役、高橋教育長、堀部教育委員会事務局局長ほか関係職員の出席を求め、本巣中学校改築工事の検討課題であるエコスクール、弾正小学校、一色小学校の建築状況について説明を受け、現地視察を行いました。

本巣中学校建築工事は、ソーラー発電と氷蓄熱式空調方式が採用されて、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策がとられていますが、電気、ガス、灯油の初期導入費、維持管理費を比較対

照表で説明を受け、安全性や維持管理費の容易さなどを考慮し、またエコスクールの認定を受けることにより国の補助加算対象となり、環境教育にも活用できることから、電気式空調システムを採用したということを確認いたしました。

一色小学校改築工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積が1,789平方メートル、工期は3月29日から本年12月20日まで、視察時は躯体工事がほぼ完了になっており、8月25日現在の進捗率は21.89%になっています。

弾正小学校校舎増築工事は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積559平方メートル、工期は一色小学校改築工事と同じで、視察時は3階コンクリート打設が終了しており、8月25日現在の進捗率は11.5%となっていて、2小学校とも進捗率は予定より進んでいるということでした。

以上、教育施設建設特別委員会からの報告を終わります。

副議長（戸部 弘君）

次に、地域交通検討特別委員会委員長 春日井万里君より報告を願います。

33番（春日井万里君）

地域交通検討特別委員会から御報告申し上げます。

9月1日午前9時から、本庁舎第1委員会室において検討委員会を開催させていただきました。委員会には、委員9名及び副議長と、説明のための市長、助役、新谷参与、部長ほか関係者の出席を求め、コミュニティバスの運行計画について審査をいたしました。

コミュニティバスの運行開始時期は、皆さん御承知のように16年10月1日と決定しております。バスの名前は、小学5・6年生から愛称を募集して「もとバス」と決定したわけでございます。路線は東コース、西コースの2路線とし、系統は右回り、左回りの4系統でございます。運行回数は、平日は1日12本、休日は8本、運行時間はいずれも、1回1回りですが、95分を見込んでおります。バス停は、東コースが44停留所、西コースが46の停留所でございます。時刻表は、樽見鉄道北方真桑駅との結節を考慮し、設定してございます。午前中は乗る方、午後はおりても、バスに乗ることができるよう考慮した時刻となっております。運賃につきましては1乗車100円でございます。小学生未満は無料とし、委員からの意見で障害者をどうするかということで検討しまして、障害者は申請により無料とすることに決定しております。運行体制は岐阜乗合自動車株式会社に委託しておりまして、委託契約金は1,491万円でございます。コミュニティバス実証実験の補助金としては921万2,000円が交付決定されており、先ほどお聞きになったと思いますが、もとバスの出発式を議会最終日の30日に、午前9時から本庁舎の前で行いたい旨報告がございました。

名鉄揖斐線廃線に伴う代替バス運行と、樽見鉄道の改善計画見直しについての説明も同時に受けてまいりました。

なお、コミュニティバス「もとバス」の運行経路、バス停留所、時刻表については、皆さんのお手元に配付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、地域交通検討特別委員会からの報告といたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、議会だより編集特別委員会委員長の三島智恵子君より報告を願います。

48番（三島智恵子君）

議会だより編集特別委員会から御報告をいたします。

6月21日、7月8日、15日、20日の4回にわたって編集特別委員会を開きました。内容は、第3号の発行についてでございます。

皆さんのお手元にお届けをしたとおりでございますが、表紙につきましては、今回は本巢地域及び糸貫地域で開催された行事の中から、長屋神社の馬駆けまつり、根尾川花火大会、本巢源氏ボタルまつりの三つの行事を採用いたしました。

各関係の皆さんからいただきました原稿をもとに詳細に検討をいたしまして、皆さんのお手元に届けたような議会だよりを発行いたしました。今回は大変一般質問をしてくださった方が多かったので、長い議会だより、分厚い議会だよりになってしまったことをおわび申し上げたいと思います。次回からは、一般質問の方の人数によりまして、ひょっとするともう少し質問、答弁等を1人当たり、あるいは1問当たりを短くしなければならぬかもしれませんので、御了解をいただきたいと思います。決まり次第、また御連絡をいたしますので、御協力のほどよろしく願いをいたします。次回は第4号、11月1日付で発行を予定しております。

以上、報告といたします。

副議長（戸部 弘君）

市長より行政報告をお願いいたします。

市長（内藤正行君）

本日、平成16年第5回本巢市議会定例会が開催されるに当たりまして、議員の皆様にはそれぞれ御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

本巢市が市政に移行いたしましたして、7ヵ月を経過したところでございます。さきの6月定例会におきまして御議決をいただきました諸事業につきまして、適切に執行していかなきやいかんということで務めさせていただいたところでございます。議員の皆様には、日ごろから議会活動に御精進をいただきまして、市政の推進に多大の御尽力を賜っておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。また、ただいまは今議会の会期の決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、ことしの夏を振り返ってみますと、7月は記録的な猛暑でありました。8月は平年並みに落ちついてまいりましたけれども、特にこの7月の暑さというのは特別でございます。最高気温が30度を超す真夏日というのは、この岐阜地域で29日間あったわけでございます。東京都で始めた1931年以降、最も多かったと、このように聞いているところでございます。こうしたことも関連があるかと思いますが、糸貫川プールの入場者が3万5,700人ということで、前年に比べまして4,000人ほどふえたということになっているところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げさせていただきます。

初めに、去る8月29日に実施いたしました本巢市総合防災訓練についてでございますが、本市関

係者を初め関係機関を挙げて対応をしていただきますとともに、市民の方々も1万2,000人余の参加をいただきまして、盛大かつリアルに訓練ができたこと、このように思っているところでございます。現実には、紀伊半島におきまして地震が発生いたしております。訓練の実が上がりますよう警戒を強めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

次に台風16号の被害についてでございますが、根尾地域の林道折越線の道路路側が決壊いたしました。これは以前の台風6号の被害が出ていたわけですが、それに加えまして拡大してまいりました。また、林道道谷線の路側の崩壊が発生いたしましたが、これらにつきまして、いずれも公共災害復旧事業で対応できるよう県と調整をいたしているところでございます。さらに、松田地区地区におきまして民家裏の畑地石垣崩壊がありまして、民家が崩壊いたしました。当面応急的に崩土除去を行いまして、その後の2次災害を防ぐよう対応をいたしているところでございます。農作物につきましては、ナシに9トン200万円程度の被害が発生したということでございます。台風18号につきましては、きのうのことでございますので、現在被害状況の把握に努めているところでございますが、今までのところ大きな被害があったというふうな情報は入っていないわけでありまして、昨日11時半に警報が発令されましたので、高齢者の安全を考慮いたしまして、糸貫地域の敬老祝賀会を中止いたしました。先ほど全協の場で本巢地域と、このように間違っ申したそうでございますので、おわびをしまして御訂正をさせていただきたいと思っております。

次に宗次郎のオカリナコンサートでございますが、これは好天に恵まれまして、すばらしいコンサートになったこと、このように思っております。有料入場者は1,743人で、昨年の2,474人に対しまして731人の減少となりました。売上総額では昨年より3万円ほど上回っておりますが、大人の入場料の場合2,000円から3,000円にアップしたということが入り込み客の減少につながったのではないかと、このように考えられております。これらのことにつきましては、今後とも参考にしてみらわなきゃいかんと思う次第でございます。

次に、本市の課題に対する状況や事業等への取り組みを御報告申し上げたいと思っております。

まず最重点プロジェクトの進行状況でございますが、一つ目は公共交通機関のネットワーク化についてでございます。

先ほど春日井地域交通検討特別委員長さんより御報告があったところでございますが、予定どおり10月1日からコミュニティバスを運行いたします。市内の小学校5・6年生から愛称を募集いたしまして「もとバス」と名づけました。鮮やかなオレンジ色のボディで、今月1日に制定させていただきましたシンボルマークを車体の前後に配置しまして、9月30日に発車式を行い、10月1日の金曜日から本格運行となりますが、ちょうど土・日と続いていきますので、市民の皆様にも乗っていただけるよう企画を考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、市外への移動が便利になりますよう、既存バス路線の変更をしていただくよう対処してまいりました。樽見鉄道の北方真桑駅近くに交通結節点を設けまして、コミュニティバスからの乗りかえ、岐阜市内や大垣市内へのアクセスがしやすいよう提供をしております。さらに、本巢市役所前にバス停を設けますとともに、岐阜大学医学部附属病院に直接乗り入れができますよう既存バ

入路線を変更していただくことができたわけでございます。

次に、これらのバスのネットワークを効率的に利用していただきますよう時刻表の工夫を行いまして、またバス停の場所とともに明示しまして、今月20日過ぎに新聞折り込みで市民の皆様にお知らせをいたす予定でございます。このプロジェクトが予定どおり実施できまして、三つの重点プロジェクトのうち一番先に実施ということになったわけでございますが、これもひとえに議員の皆様方の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

二つ目に、地域道路のネットワークの整備であります。が、(仮称)本巢市西部連絡道路につきましては、関係地域の地元説明会を終えまして、現在、用地買収のための測量に向けまして取りかかっているところでございます。

三つ目の地域情報化推進事業につきましては、前月に本巢市地域情報化計画検討委員会を立ち上げてまいりました。今月の14日には2回目の開催をする運びとなっておりますが、本巢市に最適な情報通信基盤整備をしまいたいという目的で、本格的な議論に入っていただくこととしているところでございます。

次に、樽見鉄道の状況についてでございます。現在、樽見鉄道連絡協議会におきまして、経営コンサルタントによります経営診断結果報告書の内容を検討いたしますとともに、樽見鉄道株式会社による経営改善計画案の提出がなされましたので、その内容について検討をしているところでございますが、鉄道要員とか客車、機関車の削減につきまして、経営コンサルタントによる結果報告書と考え方に大きな相違がありますので、再度、客車による旅客輸送を廃止し、レールバスの旅客輸送に切りかえた場合を含めまして、計画の見直しを図るよう依頼をしているところでございます。今後、この樽見鉄道株式会社による経営改善計画を踏まえまして、連絡協議会においてその方向性を協議し、決定をしまいたいと考えております。

次に名鉄揖斐線の状況についてでございますが、揖斐線につきましては7月末に存続を断念したということで、以降、沿線市町村対策協議会におきまして代替バスのための考え方や課題について検討を進めているところでございます。代替バスにつきましては、高校生など鉄道利用者の利便性を確保する必要があることとか、通学生に対する負担の軽減、既存バス路線との調整など、多くの課題が残されておりますが、来年4月に運行開始するために路線等について早急に決定していきたいと、このように考えているところでございます。また、名古屋鉄道株式会社に対しましては、代替交通の確保とか、通学生の負担増に対する助成や支援をしていただくよう要望をしまいたします。県に対しましても、財政的な支援、また助言を要望していきたいと考えているところでございます。

次に、国土交通省越美山系砂防工事事務所の本年度の国直轄工事の予定事業について申し上げたいと思います。

継続事業が3カ所ございます。一つは大須の床固め工事、二つ目に越波谷第2砂防堰堤、三つ目にイエ谷第2砂防堰堤でございます。新規に二つ取り組んでいただいております。曲谷第1砂防堰堤、跡路谷第1砂防堰堤でございます。新規のものにつきましては用地の買収等ございま

す。総事業費は6億3,000万円余と、このような予定になっているところでございます。

次に、本市の幼児保育体制への取り組みについて申し上げたいと思います。

御存じのように、市内では地域によって幼児保育体制が異なっております。具体的に申し上げますと、幼保一元化と二元化の体制があるというわけであり、合併協議では、新市における方向性が示されませんで、新市において検討していくべきことと、このような協定がなされたわけでございます。こうした中で、国の動向を見ますと、平成15年6月に閣議決定されました骨太の方針第3弾では、地域のニーズに応じ、就学前の教育保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能とすると明記されておりまして、平成18年度までに検討されるという具体的な動きが出てまいりました。本市では、既に課長補佐級の職員をメンバーといたしまして、本巣市幼児教育体制研究会を立ち上げ、具体的な検討を進めているところでございます。メンバーには、もちろん幼稚園とか保育園の先生方も含まれておりまして、今後、本市が進むべき方向性を見出し、提案できるような活発な議論を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、さきの定例会でも御質問がありました本巣市総合計画の策定への取り組みについてでございますが、総合計画策定に関し必要な調査、分析、提案、協議等の業務を委託する者に対しましてプロポーザル方式により選定をいたしました。選定に当たりましては、助役を初め5名の審査員により、提案された内容につきまして、本市の現状把握の程度、創造性、実現性や提案者の経験とか実績などを評価しまして委託業者を選定したところでございます。今後、平成17年度中の策定を目指しまして、職員が主体となって作成していくという意識を持って取り組んでまいりたいと思っております。

終わりに当たりまして、本定例会に提出いたしました案件について御説明をさせていただきます。

今回提出しました案件は、条例関係8件、予算関係7件、認定関係24件、報告1件、その他の案件2件、合計42案件であります。

主なものとして、条例関係で放置自動車等防止条例であります。かねてより議論してまいりました放置自動車につきましては、このほど検察庁協議が終わりまして、条件が整備されましたので、条例の制定をお願いするものでございます。

次に、平成15年度旧4町村の一般会計並びに特別会計の決算については、合わせて22案件の認定をお願いするものでございます。また、3町で構成されておりました根尾川左岸水防事務組合が市に引き継がれましたことにより、決算の認定をお願いするものであります。以上が主な案件であります。

以上、行政報告並びに提出案件について申し上げた次第でございます。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第25号(上程・説明・質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

これより日程第4、報告第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度本巢市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長(内藤正行君)

報告第25号 専決処分の承認を求めることについて。

これは平成16年度本巢市一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、ことし6月、台風6号によりまして根尾地区の上大須林道ほか3路線の林道が被災しまして、緊急を要しましたために地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成16年8月23日付、平成16年度本巢市一般会計補正予算(第1号)を専決処分させていただきました。したがって、同条第3項の規定によりまして、これを御報告申し上げますとともに、御承認をいただきますよう提案をさせていただいた次第でございます。

詳細につきましては、建設部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御承認賜りますようお願いいたします。

副議長(戸部 弘君)

報告第25号の補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長(溝口義弘君)

それでは、専決処分の補足説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども、7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの県補助金のところでございますけれども、災害復旧費補助金、今回専決が1,037万5,000円ということでございます。これにつきましては、台風6号の災害によりますところの上大須線、折越線、鍋倉線、大井・能郷線という4本の災害復旧でございますけれども、それぞれ事業によりまして、補助率が65%、あるいは50%というものをそれぞれ計上させていただいております。

それから災害復旧債でございますけれども、市債につきましては補助残の80%が復旧債の適用ということになっておりまして、770万円の計上をさせていただいております。

それから次に8ページでございますけれども、歳出でございますが、林業総務費で給料と職員手当、それぞれマイナスをしております。給料につきましては20万6,000円、それから職員手当につきましては10万円ということでございますが、これにつきましては補助対象になるということで、林業債が復旧費の方への組み替えでございます。下の11款を見ていただきますと、そちらの方に同額を移しているということでございます。それから今回新しく旅費として2万4,000円、需用費として47万円、工事請負費として1,920万円というような形で補正をさせていただきまして、林業災害復旧費としましては今回補正額を2,000万円とさせていただきました。

次に予備費でございますけれども、一般財源の調整を予備費でさせていただいたということでございます。

次に9ページで災害復旧債でございますけれども、ここで770万円を16年度中の起債見込み額というところに計上させていただきまして、調書を作成させていただきました。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第25号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第1号））を採決します。

報告第25号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度本巢市一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定しました。

日程第5 議案第62号及び日程第6 議案第63号（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第5、議案第62号 市道路線の変更についてと、日程第6、議案第63号 市道路線の認定については、相互の関係がありますから一括議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第62号 市道路線の変更についてでございます。市道根尾71号線改良のために市道の路線を変更する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定によりまして御提案するものでございます。

議案第63号は市道路線の認定についてでございますが、市道根尾71号線改良に伴いまして市道の路線を認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいまして、御議決賜りますようお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第62号及び議案第63号の補足説明を求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第62号 市道路線の変更について補足説明をさせていただきます。

資料、図面、変更前と変更後が添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

根尾71号線につきましては、道路改良に伴う路線の変更でございます。変更前は根尾大井字村前586番1地先から同字木戸ノ上181番地先までのものを、村前586番地1地先から同木戸ノ上198番地先までの変更でございまして、変更後は延長が786.7メートル、幅員は2.15から9メートルということでございます。

それで、添付図面の変更後の右肩上の4番の図面をごらんいただきたいと思いますけれども、終点のところから道路改良につきましては延長110メートルを計画してございまして、この改良の幅員は3.5メートルを予定してございます。以上が議案第62号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号 市道路線の認定について御説明をさせていただきます。

まず、認定路線の図面については7番をごらんいただきたいと思いますけれども、根尾71-1号線ということで、先ほど説明をいたしました市道71号線の改良に伴いまして取りつけ道路として認定をするものでございます。延長が69.3メートル、幅員は3メートルから10メートルということで、認定図面の7番のとおりでございます。

続きまして根尾71-2号線でございますけれども、これにつきましても市道71号線の路線の変更によりまして、先ほど御説明させていただきました路線の変更をしまして残る部分の認定でございます。延長が202.4メートル、幅員が1.95から4.2メートルということでございます。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

日程第7 議案第64号（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第7、議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例についてでございます。

自動車等の放置防止及び放置された自動車等の適正な処理について、必要な事項を定めまして、

放置された自動車等により生ずる障害及び危険を除去することによりまして、市民の安全で快適な生活環境及び自然環境の維持を図りますために条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第64号の補足説明を産業建設部長より求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例について補足説明をさせていただきます。

事前にお手元に処理方法についてのフローチャートの資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

本条例は、自動車等の放置の防止及び放置された自動車等の適正な処理について必要な事項を定めたものでございます。自動車等の放置の防止については、市の責務及び事業者、市民、土地所有者等の協力について定めております。また、放置された自動車等の適正な処理については、移動、保管、処分等について定めておりますが、特に処分については廃物認定に瑕疵のないよう、客観的かつ公平な判断が行えるよう手続を定めたものでございます。

処理の流れについてでございますが、お手元に配付しておりますフローチャートをごらんいただきたいと思います。放置自動車等と判明した場合、警告により自主除去の指導、また所有者が判明したときは撤去勧告、それから撤去命令等を実施いたします。この場合、緊急に放置自動車の撤去が必要な場合等は移動、保管を実施いたします。なお、これらの手続を済ませ、一定の期間を経過した場合は、廃物認定基準により廃物と認定できるものを除き、放置自動車等廃物判定委員会の判定等により告示等の手続を得て、廃棄物として処理、または売却をします。ただいま申し上げたことがフローチャートに示してございますのでよろしくお願いいたします。

なお、市長から先ほど御説明がございましたように、撤去命令後、撤去しなかった者に対して20万円以下の罰則規定を設けております。このこともございまして、この条例の制定につきまして北方署、また岐阜地方検察庁と協議を重ね、制定に向けて進めてまいりましたので、よろしくお願いいたします。

まことに簡単でございますが、本巣市放置自動車等防止条例の補足説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第65号（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第8、議案第65号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公営企業労働関係法の一部改正に伴いまして、関係条例につきまして必要な事項を整理するために条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第65号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、議案第65号の補足説明をさせていただきます。

今回この改正につきましては、上位法の改正に伴いまして、本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例中の第4条でございますけれども、その部分の法律の題名の整備を行うというものでございます。

内容につきましては、ここに書いてありますように「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4項に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員」というふうに題名を変えるというものでございます。

副議長（戸部 弘君）

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。10時45分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第9 議案第66号（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第9、議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公営企業労働関係法の一部改正に伴いまして、関係条例につきまして必要な事項を整理いた

しますため、この条例を定めたいものでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第66号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、議案第66号の補足説明をさせていただきます。

本件につきましても、先ほど御説明申し上げました議案第65号と同様、上位法の改正によりまして法律の題名の改正整備をさせていただくものでございます。以上でございます。

日程第10 議案第67号（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第10、議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（内藤正行君）

議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、教育公務員特例法の一部改正に伴いまして引用条項を整理いたしますため、この条例を定めたいものでございます。

詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第67号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、議案第67号の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、第1条の趣旨でございますけれども、今回、地方公務員特例法の一部改正がされました。そんな中で、条例を引用しておりますその条項が、今回、第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改めるというものでございます。

日程第11 議案第68号（上程・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第11、議案第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第68号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約についてでございますが、組合が共同処理するため事務の内容の変更及び三つの一部事務組合の脱退に伴います規定整備を行いますため、この規約を定めたいものでございます。

詳細につきましては、担当部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

議案第68号の補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

議案第68号の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、事務の内容の改正と、それから一部事務組合の脱退に伴う改正でございます。

20ページをお開き願いたいと思います。

第3条中に「（在職中特に功績のあった者又は勸奨により退職した者に対し、当該市町村がこの規約に定める退職手当の支給の基準をこえて支給する退職手当に係る部分を除く。）」を削るということになっております。従来、この部分については退職手当組合の方で処理をされていたわけでございますけれども、あえてこの部分を削るということでございます。

それから別表の2でございますけれども、不破准看護学校組合、揖斐郡老人福祉施設事務組合、それから加子母東白川学校給食共同調理組合、これが今回組合から脱退されるということで削除するというので、構成が変わったというものでございます。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約についてを採決

します。

議案第68号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第68号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案とおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第69号から日程第14 議案第71号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第12、議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についてから、日程第14、議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、相互に関連がありますから一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についてでございます。

平成16年11月1日付で羽島郡川島町が各務原市に編入合併することによりまして協議会を脱退いたしますため、協議会を設ける市町数を減少し、この規約を定めようとするものでございます。

議案第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてでございます。

これにつきましても、川島町が合併により組合を脱退いたしますため、組合を組織する市町数を減少し、この規約を定めようとするものでございます。

議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてでございますが、これにつきましても、川島町が合併によりまして廃止されますため、事務委託を廃止する規約を定めるものでございます。

詳細につきましては、各部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第69号の補足説明を求めます。

企画部長。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

今、省略という意見がございましたが、この3件について全部省略でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、補足説明を省略させていただきます。

議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についてを議題

といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議についてを採決します。

議案第69号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第69号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議については、可決することに決定しました。

議案第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてを採決いたします。

議案第70号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議については、可決することに決定いたしました。

議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを採決します。

議案第71号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第71号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、可決することに決定しました。

日程第15 議案第72号から日程第21 議案第78号まで（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第15、議案第72号 平成16年度本巣市一般会計補正予算についてから、日程第21、議案第78号 平成16年度本巣市水道事業会計補正予算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第72号 平成16年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、総額 9,758万 4,000円を減額するものでございます。

歳入では、地方交付税 6億 6,094万 2,000円の増額、歳出では合併特例債の 7億 2,300万円の減

額が主なものでございます。詳細につきましては助役より御説明を申し上げます。

議案第73号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。事業勘定では1億2,659万8,000円の補正をお願いするものでございます。主なものとしたしましては、基金積立金の増額をお願いするものでございます。施設勘定では繰越金と繰入金の調整によりまして更正をいたすものでございます。

議案第74号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、3万円の補正をお願いするものでございます。主なものとしたしましては、医療費負担金の精算によるものでございます。

議案第75号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、総額347万円の補正をお願いするものでございます。主なものとしたしましては、前年度繰越金、消費税還付金の増額によりまして繰入金を減額するものでございます。

議案第76号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。総額は1,189万7,000円の補正でございます。主なものとしたしましては、本巢・真正地区農業集落排水事業の事業費の増でございます。

議案第77号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、総額801万7,000円の補正をお願いするものでございます。主なものとしたしましては、本巢地区の管渠修繕に伴う増でございます。

議案第78号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、総額1,120万2,000円の補正をお願いするものでございます。主なものとしたしましては、平成15年度分消費税還付金の増によるものでございます。

以上、議案第73号から78号までにつきましては、それぞれ担当部長より説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第72号の補足説明を助役に求めます。

助役。

助役（高木 巧君）

それでは、一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算の内容につきましては、去る9月1日に開催をしていただきました市の全員協議会の席上、総務部長より9月補正予算の概要ということで資料を配付させていただき、説明をさせていただいたところでございますが、そういったことで説明が重複するという部分もございますので、御了解をいただき、説明に入らせていただきます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。9ページに歳入歳出補正予算の事項別明細書ということで、総括表が歳入と歳出、歳出につきましては10ページに掲げてございます。その内容につきまして、11ページの歳入から説明に入らせていただきます。

まず最初に地方特例交付金でございますが、補正額1,440万余でございます。これにつきまして

は、平成16年度分の地方特例交付金の額が確定をしたことに伴います増額分でございます。

次にその下、地方交付税、これは普通交付税でございますけれども、補正額6億6,000万余の増額補正でございます。これにつきましては、地方財政計画の伸び率0.5%を基準に試算をしてみましたところでございますが、合併によります増額要因が予想以上に見込めたこと、それから生活保護に係りますところの経費が予想以上に算入をされたこと等に伴う増額要因でございます。

それから一番下でございますが、国庫支出金の国庫負担金のところでございますが、金額的には488万5,000円でございますけれども、これにつきましては、公共土木災害復旧費負担金といたしまして道路橋梁災害、それから河川災害復旧、これにつきましてはところの国の負担率に基づく収入が見込めるものとして488万5,000円を計上させていただいております。

12ページをお開きいただきたいと思えます。こちらの方で、まず最初一番上でございますが、国庫支出金、国庫補助金でございます。まず総務費に係りますところの国庫補助金につきましては、920万余の増額補正をお願いしております。これは新規分ということで、コミバスの運行事業に係りますところの国庫補助金ということでございます。運行経費の2分の1が――16年度のみでございますけれども――国から事業費補助がなされるということでございます。

それからその下、土木費国庫補助金でございますが、8,500万円余でございます。これにつきましては道路新設改良事業補助金でございますが、国庫補助金から県補助金へ実態は入ってまいりますが、当初予算では国から直に市が受けるという予算構成をしておりましたが、一たん県に入りまして、県の方から市が受けるということになりますので、国費の方を減じて、その下に、後ほど説明を申し上げますが、県補助金の土木費県補助金のところに同額を増額ということで計上させていただいております。これは西部連絡道路関連の事業でございます。

それから少々飛びますが、13ページの真ん中、寄附金でございます。補正額200万円でございます。これは安藤鉦司さんという真正御出身の方でございますが、この方から真桑小、それから弾正小、それと真正中学校、この3校に図書購入に対する指定寄附ということでいただけるものでございまして、200万円を増額補正させていただいております。

次、その下でございますが、基金繰入金でございます。これにつきましては6,000万円の減額補正をお願いするものでございますが、財源調整によります財政調整基金からの繰入金が減額になったことに伴うものでございます。

次に14ページをお開きいただきたいと思えます。真ん中の諸収入でございますが、雑入で375万円余でございます。その中で、上から四つ目でございますが、説明欄ですけれども、緑資源幹線林道事業用地等補償金ということで、緑資源機構から、用地費等につきましてその2分の1相当分を補償金として市が受け入れるものでございます。それから一つ飛びまして、コミュニティバス運行負担金ということで100万円を計上させていただいておりますが、これは先ほど来、特別委員会の御報告等にもございます10月1日から運行開始のもとバスのワンコイン利用料を、運行事業者から納入されるものに伴う増額補正をお願いするものでございます。

次に市債の方でございますが、特に大きなものとしたしまして、上から三つ目、合併特例債6億

7,100万円余の減額補正でございます。これにつきましては、本巢中学校、それから一色小学校の建設事業につきまして、それぞれ国庫補助金を除いた事業費の95%を合併特例債充当ということで当初見込んでおりました。しかし、今年度の総務省の起債充当方針の指導の変更がございまして、義務教育整備事業債の許可基準内の起債を限度とするということで指導がございまして、その部分につきまして、合併特例債を充当することができなくなりました分の総額が6億7,100万円余ということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

次に歳出へ移らせていただきます。

まず最初、議会費でございますが、金額的には74万5,000円の増でございますけれども、先ほど議会だより特別委員会の三島委員長さんからお話にもございましたが、議会だよりの増ページが年度中途にございまして、今後の印刷等に係ります部分を今回増額補正させていただいております。印刷製本費の43万3,000円がそれに当たるものでございます。

それからその下の総務費のうちの一般管理費でございますが、357万円の増額補正をお願いしておりますうちの大きなものとしたしましては、13の委託料で276万円余の増額をお願いしております。その内訳で説明欄、市章パネル等作成委託料で150万円余、これにつきましては各施設の市章パネルを作成し、掲示する、そういった費用等でございます。それからその下に次世代育成支援対策事業特定事業主行動計画策定委託料というものがございまして、これで126万円余の補正をお願いするわけでございますが、この特定事業主と申しますのは、国とか県とか私ども本巢市のような地方公共団体、こういったものを指すわけでございますけれども、そういった組織におきまして子育て支援のための行動計画の作成をします。これが16年度中ということでございまして、作業的には職員の勤務環境の指針づくりを行うものでございますが、そういったものの作成委託料を計上させていただいております。

それから、16ページをお開きいただきたいと思っております。16ページは企画費が前ページから続いてありますが、そのうちの委託料のところでございます。測量調査設計委託料735万円がございまして、これにつきましては、長屋共有地の取得に係りますところの測量調査委託料を計上させていただいておりますし、その下のバス実証実験調査委託料450万円余でございますが、これにつきましては、10月から運行します「もとバス」の利用状況等を把握する実証実験、これのコンサル委託料でございます。

それから少々飛びますが、17ページをごらんいただきたいと思っております。17ページの民生費の一番上、社会福祉総務費42万8,000円でございますけれども、このうち委託料のところには35万8,000円計上させていただいております。説明欄に記載のとおり行旅死亡人等の処置委託料でございますが、先般、根尾におきまして、外国人の方が不幸にも作業中お亡くなりになられたということがございました。この方の身元引受人等々の関係がございまして、この際、本来的には、その当該所在地の亡くなられた地方公共団体で、その方の身元が判明するまでの間、その御遺体を管理、保管するというのが地方自治体に求められております。そういったことがございまして、当該遺体を保管する施設が市内にはございません。そういったことで、この際には大変職員も東奔西走したわけで

ございますが、幸いにも岐阜市に民間の事業者がございましたものですから、今後そういう事態が発生した場合に、そちらの方で遺体を安置、保管していただくということで、35万 8,000円を委託料として計上させていただくものでございます。

それから民生費の児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、こちらの方で 364万 7,000円の増額補正をお願いしてございますが、その大きなものとしましては報償費の 300万円余がございます。そのうちの特に大きいものが出産祝金でございますが、これは対象者の増に伴います増額補正でございますして、大変この意味ではありがたい状況がありまして、今の予定では第3子の方には10万円を祝い金として出させていただいておりますが、3人の方が該当されるという予測を立てておりますし、それから第4子以降の場合にはお一人50万円という祝い金が出るわけでございますが、この該当者が5人ほどいらっしゃると。合計で 280万円を計上させていただいたところでございます。

次に18ページをお開きいただきたいと思えます。真ん中に衛生費のうち保健衛生費で診療所費、

1,900万余を計上させていただいておりますが、説明欄に記載のとおり、繰越金の増に伴いますところの特別会計への繰出金の減というものでございます。

少々飛びます。20ページをお開きいただきたいと思えます。土木費のうち一番下の道路橋りょう費の道路新設改良費で40万円の増をお願いしてございますが、これは委託料でございますして、測量調査設計委託料が 1,200万余でございます。それと、その下に物件移転等補償費の調査委託料で 1,270万円の増額補正をお願いするものでございますが、これはいずれも西部連絡道路関連のものでございまして、上が入札差金、下が新たに生じた調査委託料ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから21ページへ入らせていただきます。21ページの河川費の河川改良費 800万円の増額補正でございますが、これは節に書いてございますように工事請負費でございますして、根尾の洞の川の改修工事を行うものでございます。これは下水道事業と並行しておる河川でございますして、そういうことで関連施工をお願いしたいということでございます。

それから22ページは飛びまして、23ページをごらんいただきたいと思えます。真ん中の教育費でございますが、中学校費で学校管理費90万円、それからその下に学校建設費 126万円、これはいずれも本巣中学校、従来は自家水で飲料水を供給しておったわけでございますが、今回上水につながり込みをすることに伴いますところの光熱水費であり、それから水道加入負担金ということでございます。

24ページをお開きいただきたいと思えます。24ページの下の子でございまして、教育費のうち保健体育費の保健体育総務費 189万円余の増額でございます。この主なものは、節欄に書いてございますように補助金関係の増額でございますして、その内訳でございますが、特に大きいものとしまして体育協会に対する補助金ということでございます。これは増額分で 165万 5,000円でございますが、その内容でございますけれども、体育協会旗、それから各優勝旗をつくるということ、それと協会役員さん等々のジャンパー等を作成する費用に対し補助をするものでございます。

それからそのページの一番下でございますが、学校給食センター費 160万余がございますけれども、この工事請負費につきましても、これも先ほど申し上げました本業中学校の上水へのつなぎ込みに伴いますところの学校給食センターあわせての工事でございます、そのつなぎ込みのための改修工事費でございます。

25ページの真ん中、災害復旧費、農業災害復旧費で 504万円、これにつきましても、先ほど来説明申し上げております台風 6 号に係りますところの水路 2 本、それから農地 2 ヶ所の災害復旧事業費でございます。

その下、これも災害復旧費でございますが、今度は土木施設災害でございます 732万円余の増額のうち工事請負費 690万円でございますが、これも台風 6 号関連でございます、道路と河川の災害復旧工事費でございます。

26ページをお開きいただきたいと思ひます。上の諸費でございますけれども 248万円余の増額補正をお願いしてございますが、これにつきましては還付金でございます。15年度補助事業等で実施をいたしました事業のうち、その補助金額の額の確定によりまして返還が生じたもののトータル数字でございます。248万 1,000円でございます。

その下、予備費でございますが、当初予算といひますか、本予算では予備費を 5,400万円余計上させていただいておりましたが、今回 3,590万円余の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、既に当初予算でお認めいただいております予備費のうち、糸貫分庁舎の雨漏り対策だとか、その他の事業費で約 3,000万円余を執行させていただいておまして、今後冬季を迎えまして、除雪等々が想定された場合の予算として 3,500万円余をお認めいただきたいということで、予算化をさせていただいておるものでございます。

そのほか27ページが特別職に係りますところの給与の明細、28ページが一般職、それから29ページに地方債の14年度末の現在高、15年度末見込み、16年度末見込みということで、起債の内容を掲げさせていただいております。説明は以上で終わらせていただきます。

副議長（戸部 弘君）

議案第73号、議案第74号の補足説明を市民環境部長にお願いしたいと思います。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では、議案第73号につきまして補足説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思ひます。事業勘定の歳入で10の繰越金であります、前年度からの繰越金が当初見込んでおりました額より 2億 659万 7,000円増額となりましたことによりまして、その上の欄の基金の繰入金金を 7,999万 9,000円減額していきたいということであります。

次の7ページ、歳出の部であります、歳入の財源をもとにいたしまして、1の国民健康保険基金積立金を 1億 2,572万 9,000円積み立てしていきたいということであります。

8の諸支出金であります、1の一般被保険者保険税還付金、また2の退職被保険者等保険税還付金、これにつきましては過年度における国保からの脱退者による税の還付金、今年度不足が見込

まれておりますので、それぞれ70万 1,000円と16万 8,000円をお願いするわけでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして施設勘定でございますが、一番最後の10ページでございます。歳入におきまして、前年度からの繰越金が、当初見込んでおりました額より 1,935万 4,000円増額ということでありますので、その欄の一般会計繰入金を同じく 1,935万 4,000円減額させていただきたいというものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして議案第74号であります。6ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入の部であります。1の支払基金交付金、補正額が 285万 7,000円、次の国庫支出金で補正額が 2,863万 2,000円、3の県支出金、補正額が 707万 8,000円、この3件につきましては15年度の医療費に対する交付金、また国・県の負担金の確定に伴うものでありまして、こういった額を増額させていただきたいということになります。

また、4の一般会計繰入金につきましては 603万 8,000円を増額させていただきたいということになります。

次の7ページで繰越金であります。前年度からの繰越金であります。当初見込んでおりました額より 4,457万 5,000円減額ということになりますので、このようにさせていただきたいと思ひます。

次の8ページでございますが、諸支出金の償還金であります。これは3万円、平成15年度の老人医療費の適正化推進費国庫補助金につきまして、精算によります返還金でありますので、計上させていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（戸部 弘君）

議案第75号から議案第78号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第75号の補足説明をさせていただきます。

6ページを見ていただきたいと思ひます。提案説明の中にありましたように、前年度繰越金、消費税還付金につきまして額が確定してきましたので、それに基づきまして一般会計からの繰入金を減額させていただくものでございます。

歳出の方ですが、7ページをごらんいただきたいと思ひます。維持修繕費の報償費、水質調査員謝礼36万円でございますが、これにつきましては、現在1人の臨時職員で市内全域の浄水場配水池及び中継ポンプ等18ヵ所を巡回しながら残留塩素の測定を行っております。しかし、今後冬場に向けまして、本巢で10人、根尾5人の地域の方にこの残留塩素の測定を依頼していきたいと考えておりますので、その費用を計上させていただいております。消耗品費及び備品購入費の費用につきましても、残留塩素を測定するための試薬及び測定器の購入費用でございます。

あと予備費の 274万 7,000円の補正でございますが、これにつきましては、浄水場の設備の修繕、漏水修理、また開発等に伴う拡張工事など、突発的な工事がございますので、これに対応して

いきたいということで予備費を増額させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして議案第76号、農業集落排水事業の補正予算の補足説明をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに歳入ですが、6ページを見ていただきたいと思ひます。分担金720万円でございますが、これにつきましては加入金で、18戸分を計上させていただいております。

受託工事負担収入469万7,000円につきましては、下福島地区で379万8,000円、弾正西地区で90万円で、加入に伴う工事費用を計上させていただいております。

次に歳出の方でございますが、7ページを見ていただきたいと思ひます。土地借上料10万8,000円でございますが、これは真正浄化センター建設に伴う資材搬入のために使用させていただく道路の幅員が狭いということで、隣接する農地を道路用地として借り上げていきたいということで、10万8,000円計上させていただいております。

下福島地区の管路布設工事521万7,000円につきましては、歳入でも申しましたように開発に伴う工事で、3カ所分134メートル分を計上させていただいております。

弾正西地区の管路布設工事90万円につきましても同様で、1カ所15メートル分でございます。

神海地区の報償費の用地立会謝金1万2,000円でございますが、これにつきましては処理場用地購入に伴い、立ち会っていただく方に支払う費用ということで計上をさせていただいております。広告料の17万7,000円につきましては、用地購入に伴います事業認定を受ける必要がございますので、その事業認定に伴う説明会の開催を一般の方に周知させるため、新聞に掲載する費用でございます。登記手数料の30万8,000円は処理場用地の登記手数料でございます。事業認定申請手数料の15万8,000円につきましては、事業認定に伴う申請手数料でございます。管渠布設工事1,323万円の減額につきましては、土地購入費へ組み替える費用1,778万円の減と単独分の工事、延長94メートルを施行する費用445万円の差額ということで、その減額分を計上しております。土地購入費の1,778万円につきましては、神海地区の処理場用地1,432平方メートルを購入していきたいということで、今回計上をさせていただきました。

真正地区の役務費の登記手数料8万円につきましては、水環境に伴う用地の登記手数料でございます。委託料の環境総合調査委託料134万9,000円は、瑞穂市重里地区との協議で、浄化センター建設後の環境の変化を比べるために現在の環境の状態を調査することになってございますので、上げさせていただいております。一応調査内容につきましては、水質、騒音、臭気、振動等の調査で、2回分を計上しております。工事請負費142万9,000円の減額は、単独分の管路布設工事費でございます。

続きまして、議案第77号の補足説明をさせていただきたいと思ひます。

7ページの歳入を見ていただきたいと思ひます。歳入につきましても、前年度繰越金が多くなってきたということで、一般会計の繰入金は減とさせていただいております。また、県補助金の下水道費補助金、特定基盤整備推進交付金の1,094万5,000円の減額につきましては、本巣地区の15年

度分の交付金を当初予算に計上しておりましたが、15・16年度の継続予算になるために、この収入につきましては来年度になるということで、今回減額をさせていただいております。

それから下水道債の1,460万円でございますが、本巢地区の単独分の借り入れということで、今回計上をさせていただきました。

次に、8ページの歳出を見ていただきたいと思います。維持修繕費の管渠修繕工事801万7,000円でございますが、これにつきましては宝珠ハイツ内の下水道管4カ所、延長的には180メートルでございますが、それとマンホール7カ所の修繕工事ということで730万7,000円、それから本巢浄化センターの3,215平米の草刈りの費用ということで71万円計上をさせていただきました。

続きまして議案第78号、水道会計の補足説明をさせていただきたいと思います。

収入の2ページを見ていただきたいと思います。営業外収益の消費税還付金1,116万8,000円につきましては、これも確定してきましたので、今回計上をさせていただきました。雑収益の消費税還付加算金につきましては、還付金の利息の分でございます。

次に支出の方ですが、営業費用の総係費の時間外勤務手当88万円でございますが、これにつきましては、この市内につきまして18カ所の水道施設が点在してあるということで、この施設につきましては上下水道課で維持管理をさせていただいております。この夏場におきまして、夜間や土曜日に主にあるんですが、雷雨や台風等に伴いまして停電により施設からの警報が多く起きております。また、漏水に伴う修理も多く、その都度職員が対応しております。このため時間外が不足を来しておりますので、今回補正をお願いさせていただくものでございます。

次に予備費の1,032万2,000円につきましては、先ほど簡易水道の会計でもお話ししたんですが、施設の故障、漏水修理、開発等に伴う受託工事等が突発的に多くあります。このため予備費を増額させていただきたいということで、今回計上させていただきました。どうかよろしく願います。

副議長（戸部 弘君）

これをもって議案に対する補足説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第72号から議案第78号までは、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第78号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時から再開いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

副議長（戸部 弘君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第22 認定第4号から日程第44 認定第26号まで（上程・説明）

副議長（戸部 弘君）

日程第22、認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第44、認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村の各会計決算の認定について申し上げます。

認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成15年度本巢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成15年度本巢町老人保健特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成15年度本巢町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第8号 平成15年度本巢町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第9号 平成15年度本巢町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第10号 平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算について、認定第11号 平成15年度真正町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第12号 平成15年度真正町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、認定第13号 平成15年度真正町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第14号 平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算について、認定第15号 平成15年度糸貫町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第16号 平成15年度糸貫町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、認定第17号 平成15年度糸貫町農業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算について、認定第18号 平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算について、認定第19号 平成15年度根尾村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第20号 平成15年度根尾村老人保健特別会計歳入歳出決算について、認定第21号 平成15年度根尾村簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第22号 平成15年度根尾村村営バス特別会計歳入歳出決算について、認定第23号 平成15年度根尾村下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第24号 平成15年度根尾村農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第25号 平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算について、認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算についてまでの22案件につきましては、去る5月18日から8月6日まで監査委員によります監査を実施していただいておりますので、地方自治法の規定により監査委員の意見を付しまして議会の御認定をお願いするものであります。よろしくお願いをいたします。

日程第45 認定第27号（上程・説明・監査委員報告）

副議長（戸部 弘君）

日程第45、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成15年度本巢市水道事業会計決算を監査委員の意見を付しまして議会の御認定をお願いするものであります。詳細につきましては、上下水道部長より説明を申し上げます。

以上の案件につきまして、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

認定第27号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についての補足説明をさせていただきたいと思っております。

2ページを見ていただきたいと思います。収益的収入の営業収益は6,232戸分3,565万8,122円の給水収益、受託工事といたしまして7,099万5,972円などが主なものでございます。不用額につきましては、給水収益、受託工事収益の減によるものでございます。

営業外収益は、他会計からの繰入金3,800万円、消費税還付金1,116万9,237円と受取利息5,623円でございます。

営業費用の不用額の主なものにつきましては、修繕費709万3,216円、受託工事費546万7,028円、資産減耗費400万8,000円の減でございます。

営業外費用の主なものは、企業債の利息の償還金でございます。

3ページの資本的収入のうち、補助金1,000万円は本巢簡易水道工事に伴う補助金でございます。負担金は工事負担金45万9,900円と一般会計負担金71万4,000円でございます。加入金の56万7,000円は6戸分の加入金でございます。

支出の建設改良費2億9,786万4,828円の内訳でございますが、拡張工事2億7,215万4,328円、改良工事2,571万500円でございます。概要につきましては、8、9ページの掲載のとおりでございます。

4ページの損益計算書を見ていただきたいと思います。営業収益ですが、収入合計1億168万6,695円に対し、支出合計1億1,081万9,698円で913万3,003円の赤字となっておりますが、収益から費用を差し引いた当年度純利益は257万1,808円となっております。

5ページの剰余金計算書の利益剰余金の当年度末処分利益剰余金は6,837万1,482円となっております。資本剰余金の繰越資本剰余金は12億9,041万9,412円となっております。

6ページの貸借対照表を見ていただきたいと思います。その中の未収金3,330万403円の内訳で

ございますが、水道料金 752万 8,079円、受託工事費 139万 2,972円、県補助金 1,000万円、消火栓 2万 5,137円、消費税還付金 1,435万 4,215円などであります。使用料の未収金につきましては、現在 477万 5,073円となっております。今後も未収金の徴収に努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

未払金の主なものにつきましては、浄水場の管理費等でございます。

7ページの総括事項でございますが、2月1日に本巢市が誕生し、旧町の上水道事業も水道事業者の法人格の変更を行っております。給水人口3万 4,920人、1日最大給水量2万 100立方メートルとしています。2・3月分の工事といたしましては、配水管の拡張工事53メートルの布設を行っております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

副議長（戸部 弘君）

日程第22、認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第45、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についてまでの決算認定については、監査委員に監査をお願いしてありますので、決算監査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司監査委員。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村一般会計・特別会計歳入歳出決算、根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算、本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算及び本巢市水道事業会計決算の審査意見について。一般会計・特別会計歳入歳出決算及び根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算については地方自治法第233条第2項の規定により、合併協議会歳入歳出決算については平成15年12月9日、第22回合併協議会協議により、水道事業会計については地方公営企業法第30条第2項の規定により審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

本巢町・真正町・糸貫町・根尾村等、各会計歳入歳出決算審査意見。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか4件の歳入歳出決算、平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか2件の歳入歳出決算、平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか2件の歳入歳出決算、平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか5件の歳入歳出決算、平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算、平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算、平成15年度本巢市水道事業会計決算の計24件

付属書類

平成15年度各会計歳入歳出決算事項別明細書（水道事業会計を除く）

実質収支に関する調書（根尾川左岸水防事務組合、水道事業会計を除く）

財産に関する調書（根尾川左岸水防事務組合、水道事業会計を除く）

2. 審査期間

平成16年5月18日から平成16年8月6日

3. 審査の手續

審査に付された一般会計・特別会計、根尾川左岸水防事務組合、合併協議会の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類等の照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手續を実施しました。

また、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書について、関係法令に準拠され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手續を実施しました。

第2 審査結果

審査に付された一般会計等関係書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められました。

水道事業会計においては、関係書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度末現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査結果は次のとおりであります。

1. 決算の規模

一般会計及び特別会計の本巢町における決算額は、歳入64億7,786万4,000円、歳出60億2,391万3,000円、実質収支4億5,395万円となっています。同様に真正町においては、歳入55億7,939万4,000円、歳出55億5,589万7,000円、実質収支2,396万7,000円、糸貫町においては、歳入50億1,979万1,000円、歳出48億2,463万7,000円、実質収支1億9,515万5,000円、根尾村においては、歳入44億6,083万8,000円、歳出47億869万円、実質収支2億4,785万2,000円となっており、一時借入金を充用しています。また、同様に根尾川左岸水防事務組合における決算額は、歳入107万1,000円、歳出69万6,000円、実質収支37万5,000円、合併協議会においては、歳入9,339万5,000円、歳出7,342万9,000円、実質収支1,996万6,000円となっています。

2. 予算執行状況

一般会計及び特別会計においては、1月末日の打ち切り決算により、予算現額に対して収入未済額及び不用額が発生し、収入率、執行率が低くなっていますが、本巢市への事務の継承により市の収入、支出が見込めるものであります。また、根尾川左岸水防事務組合及び合併協議会においては、1月末日の解散等により不用額が発生していますが、本巢市の会計へ繰り入れされているものであります。

次に水道事業会計においては、本決算は本巢市の2月、3月の2ヵ月間の決算でありますので、

少し詳細に述べさせていただきます。

収入については、予算現額に対して収益的収入、資本的収入のいずれも下回っています。この要因は、収益的収入においては給水収益及び受託工事収益の減によるものであります。当期的収入は、加入負担金及び加入金の減によるものであります。

支出については、収益的支出の執行率83.0%、資本的支出の執行率88.3%で、それぞれ不用額が生じています。収益的支出については修繕費、受託工事費及び支払利息が不用額の要因であり、資本的支出については建設改良工事費が要因となっています。また、経営成績については、前年度に比すると営業収益で18.8%の増、営業外収益では179.8%と大幅に増となっています。この営業外収益の大幅な増は一般会計からの繰入金によるものであります。

3. 財産の状況

財産の当年度における移動及び状況であります。土地については、本巣町において中学校用地を初め下水道処理用地等を取得し、糸貫町において一色小学校用地及び三橋公民館用地を取得、根尾村においては財団法人NEO桜交流ランド用地を取得し、増となっています。なお、真正町においては土地の増減はありません。

また、建物は、本巣町において下水道処理場等の建設、真正町において真桑小学校の増築、根尾村において財団法人NEO桜交流ランド施設等の増築により増となっています。また、糸貫町においては建物の増減はありません。

次に出資による権利であります。本巣町及び糸貫町においては水道事業会計出資金、根尾村においては株式会社うすずみ特産の株券により増となっており、真正町においては土地開発公社の統合により出資金が減となっています。

その他基金の状況については、各町村ともに合併調整により基金の統廃合の結果、減となっています。

最後に、水道事業会計では有形固定資産が6.8%の増であり、資本金は自己資本金及び剰余金が多く、企業債の借入れが少なくなっています。なお、それぞれの会計の詳細につきましては、お手元にご覧いただけます決算審査意見書に記述したとおりであります。

第3 決算状況意見

当1月末日の一般会計及び特別会計等の決算状況は以上であります。平成16年2月1日の市町村合併により1月31日までの打ち切り決算となっているため、対前年度比較、あるいは年度としての歳入歳出状況の確認が困難であり、今後、平成15年度本巣市の各会計決算時にその状況を確認するものとします。

平成16年9月20日、本巣市代表監査委員 三田村晃司。

副議長（戸部 弘君）

お諮りします。認定第4号から認定第26号までは、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

異議なしと認めます。したがって、認定第4号から認定第26号までは委員会付託を省略することに決定しました。

散会の宣告

副議長（戸部 弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月9日から12日までは休会とし、9月13日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後1時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員